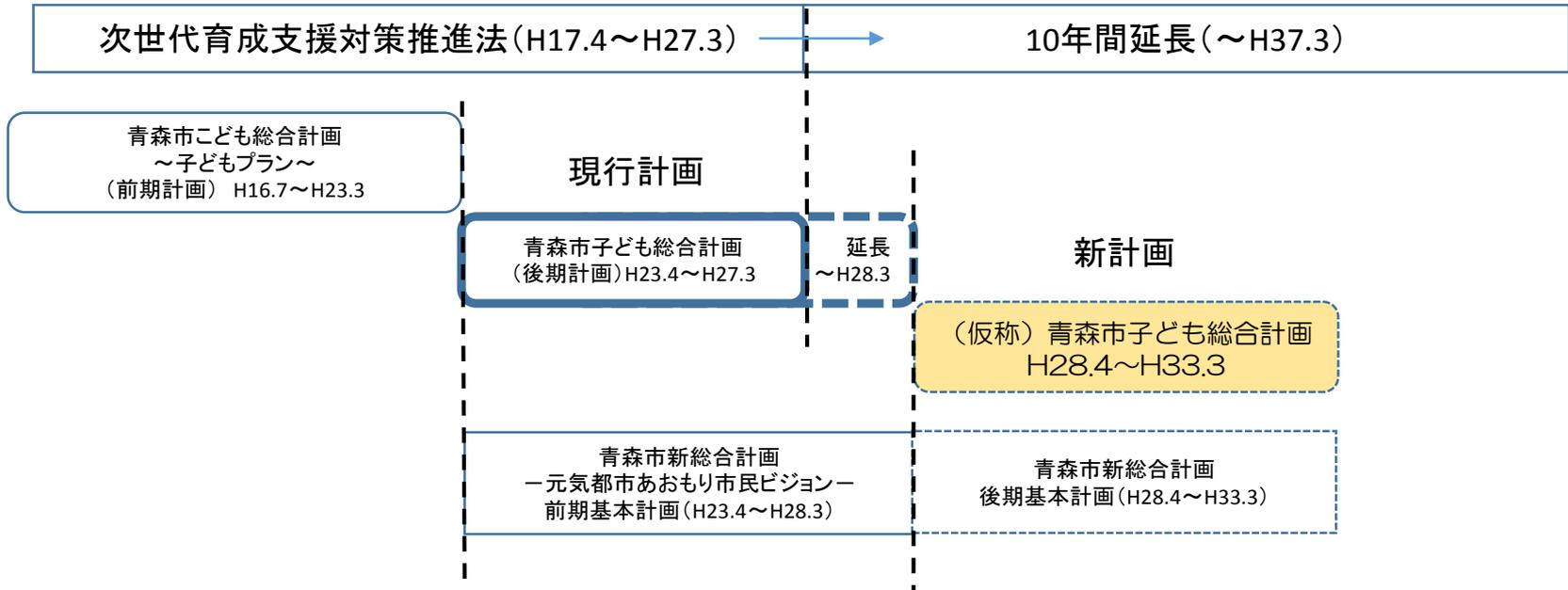


(仮称)青森市子ども総合計画 の策定について

平成27年5月19日 青森市健康福祉部子どもしあわせ課

計画策定の経緯



①平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援の取組みを促進するための「市町村行動計画」の策定が義務付けられた。(H17年度~26年度の10年間の時限立法)

②次世代育成支援対策推進法は、平成37年3月まで10年間延長され、「市町村行動計画」の策定は義務ではなく任意となった。

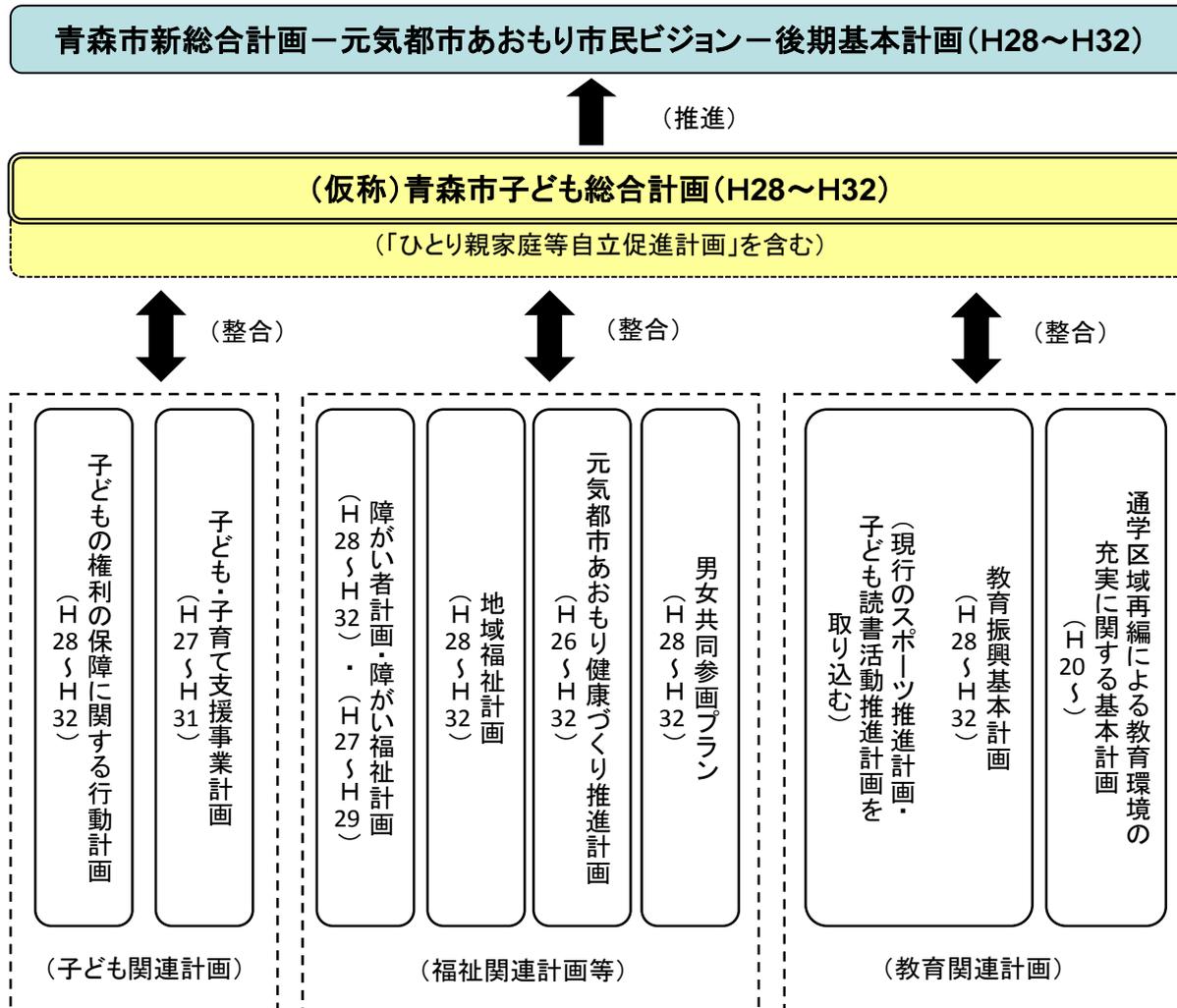
③次世代育成支援対策推進法が10年間延長されたことをも踏まえ、市として急速な少子化の進行及び家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応した、次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進することが必要であると考え、新たな子ども総合計画を策定することとした。

なお新計画については、「青森市新総合計画(後期基本計画)」と整合を図るため現行計画の期間を1年間延長したうえで、平成28年度から平成32年度までを計画期間として策定する。

新計画策定の方向性

- 計画期間は青森市新総合計画の後期基本計画と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。
- 現行の子ども総合計画(後期計画)をベースとしながら、必要に応じて基本理念、目標、方向性、施策体系を含めて見直しを行う。
- 見直しに当たっては、国・県の動向を注視しながら、現行計画のフォローアップ及びアンケート調査等を踏まえて行う。

新計画の位置づけ



現行計画と同様、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置づけるとともに、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画(後期基本計画)」の分野別計画に位置づける。

また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」としての位置づけを含むものとする。

その他子どもに関連した各計画との整合を図るものとする。

なお、青森市子どもの権利条例に基づく「子どもの権利の保障に関する行動計画」については、子ども総合計画との整合を図りながら、具体的な行動計画を定めるものとして個別に策定する。